

約款変更内容一覧（旧もつとぎゅっと少短商品）

商品名称	章	条	変更前	変更後
ペット保険 (ワンちゃん) 普通 保険約款	第3章	第14条 (支払保険金の削減—重複契約がある場合)	<p>(2) 当会社の保険契約について、被保険者の範囲の全部または一部を同じくする複数の保険契約がある場合、同一の原因により当社が支払う保険金は、各保険契約の合計で1,000万円を限度とします。この場合、当社は、各保険契約の主契約・特約それぞれの保険金の額に応じて、次の算式により按分して計算した金額を支払います。</p> $\text{主契約または特約の支払うべき保険金の額} = \frac{\text{主契約または特約それぞれの保険金の額}}{1,000 \text{ 万円}} \times \text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}$	削除
	第7章	第28条 (通知義務)	<p>4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、次の各号のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者またはその代理人が住所または通知先の変更について通知をしなかったときは、当社は、当社の知った最終の連絡先または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。</p> <p>(2) 保険契約者の住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、当社は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	「4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。」へ変更
	第8章	第35条 (当社による保険契約の無効、取消および解除の通知)	<p>2. 前項の場合、第28条 (通知義務) 第5項の規定は適用しません。</p> <p>3. 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	削除
	第9章	第44条 (更新時における保険料その他の契約内容の見直しをする場合)	<p>1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本保険商品が不採算となったときは、当社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。</p> <p>3. 本条による保険料その他の契約内容の見直しを行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日の2か月前までに変更内容について通知します。</p>	削除
			第45条 (保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)	<p>1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険期間中に、保険契約の保険料の</p>

商品名称	章	条	変更前	変更後
			<p>増額または保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>2. 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。</p> <p>3. 本条による保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の削減支払を行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日までに変更内容について通知します。</p>	
ペット保険 (ペット) 普通保険約 款	第3章	第14条 (支払保険金の削減—重複契約がある場合)	<p>(2) 当社の保険契約について、被保険者の範囲の全部または一部を同じくする複数の保険契約がある場合、同一の原因により当社が支払う保険金は、各保険契約の合計で1,000万円を限度とします。この場合、当社は、各保険契約の主契約・特約それぞれの保険金の額に応じて、次の算式により按分して計算した金額を支払います。</p> $\text{主契約または特約の支払うべき保険金の額} = \frac{\text{主契約または特約それぞれの保険金の額}}{1,000 \text{ 万円}} \times \text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}$	削除
	第7章	第28条 (通知義務)	<p>4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、次の各号のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者またはその代理人が住所または通知先の変更について通知をしなかったときは、当社は、当社の知った最終の連絡先または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。</p> <p>(2) 保険契約者の住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、当社は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	「4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。」へ変更
	第8章	第35条 (当社による保険契約の無効、取消および解除の通知)	<p>2. 前項の場合、第28条 (通知義務) 第5項の規定は適用しません。</p> <p>3. 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	削除
	第9章	第44条 (更新時における保険料その他の契約内容の見直しをする場合)	<p>1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本保険商品が不採算となったとき</p>	削除

商品名称	章	条	変更前	変更後
ペット保険 (個別型) 普通保険約 款			は、当会社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。 3. 本条による保険料その他の契約内容の見直しを行うときは、当会社は、保険契約者に対して変更日の2か月前までに変更内容について通知します。	
		第45条 (保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)	1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めるところにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 2. 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。 3. 本条による保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の削減支払を行うときは、当会社は、保険契約者に対して変更日までに変更内容について通知します。	削除
	第3章	第15条 (支払保険金の削減—重複契約がある場合)	(2)当会社の保険契約について、被保険者の範囲の全部または一部を同じくする複数の保険契約がある場合、同一の原因により当会社が支払う保険金は、各保険契約の合計で1,000万円を限度とします。この場合、当会社は、各保険契約の主契約・特約それぞれの保険金の額に応じて、次の算式により按分して計算した金額を支払います。 主契約または特約の支払うべき保険金の額 = $\frac{\text{主契約または特約それぞれの保険金の額}}{1,000 \text{ 万円}} \times \text{それぞれの保険契約の主契約または特約についての算出した保険金の額の合計額}$	削除
	第7章	第29条 (通知義務)	4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この場合、次の各号のとおり取り扱います。 (1)保険契約者またはその代理人が住所または通知先の変更について通知をしなかったときは、当会社は、当会社の知った最終の連絡先または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。 (2)保険契約者の住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、当会社は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。	「4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。」へ変更
	第8章	第36条 (当会社による保険契約の無効、取消および解除の通知)	2. 前項の場合、第29条 (通知義務) 第4項の規定は適用しません。 3. 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険	削除

商品名称	章	条	変更前	変更後			
			契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。				
	第9章	第45条（更新時における保険料その他の契約内容の見直しをする場合）	1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本保険商品が不採算となったときは、当社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。 3. 本条による保険料その他の契約内容の見直しを行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日の2か月前までに変更内容について通知します。	削除			
		第46条（保険期間中の保険料の増額または保険金の削減）	1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 2. 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。 3. 本条による保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の削減支払を行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日までに変更内容について通知します。	削除			
ペット保険 （一般型） 普通保険約 款	第3章	第15条（支払保険金の削減—重複契約がある場合）	(2)当社の保険契約について、被保険者の範囲の全部または一部を同じくする複数の保険契約がある場合、同一の原因により当社が支払う保険金は、各保険契約の合計で1,000万円を限度とします。この場合、当社は、各保険契約の主契約・特約それぞれの保険金の額に応じて、次の算式により按分して計算した金額を支払います。 主契約または特約の支払うべき保険金の額 = <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">主契約また は特約それ ぞれに算出 した保険金 の額</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約 の主契約または特約 について算出した保 険金の額の合計額}}</math> </td> </tr> </table>	主契約また は特約それ ぞれに算出 した保険金 の額	×	$\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}}$	削除
	主契約また は特約それ ぞれに算出 した保険金 の額	×	$\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}}$				
第7章	第29条（通知義務）	4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、次の各号のとおり取り扱います。 (1)保険契約者またはその代理人が住所または通知先の変更について通知をしなかったときは、当社は、当社の知った最終の連絡先または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。	「4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。」へ変更				

商品名称	章	条	変更前	変更後			
			(2) 保険契約者の住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、当社は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。				
	第8章	第36条（当社による保険契約の無効、取消および解除の通知）	2. 前項の場合、第29条（通知義務）第4項の規定は適用しません。 3. 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。	削除			
	第9章	第45条（更新時における保険料その他の契約内容の見直しをする場合）	1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本保険商品が不採算となったときは、当社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。 3. 本条による保険料その他の契約内容の見直しを行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日の2か月前までに変更内容について通知します。	削除			
		第46条（保険期間中の保険料の増額または保険金の削減）	1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 2. 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。 3. 本条による保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の削減支払を行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日までに変更内容について通知します。	削除			
ペット保険（手術型） 普通保険約款	第3章	第12条（支払保険金の削減—重複契約がある場合）	(2) 当社の保険契約について、被保険者の範囲の全部または一部を同じくする複数の保険契約がある場合、同一の原因により当社が支払う保険金は、各保険契約の合計で1,000万円を限度とします。この場合、当社は、各保険契約の主契約・特約それぞれの保険金の額に応じて、次の算式により按分して計算した金額を支払います。 主契約または特約の支払うべき保険金の額 = <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">主契約または特約それぞれに算出した保険金の額</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="text-align: center;"> $\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}}$ </td> </tr> </table>	主契約または特約それぞれに算出した保険金の額	×	$\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}}$	削除
	主契約または特約それぞれに算出した保険金の額	×	$\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{それぞれの保険契約の主契約または特約について算出した保険金の額の合計額}}$				
第7章	第26条（通知義務）	4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代理	「4. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき、保険契約者またはその代				

商品名称	章	条	変更前	変更後
			<p>人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この場合、次の各号のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者またはその代理人が住所または通知先の変更について通知をしなかったときは、当社は、当社の知った最終の連絡先または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。</p> <p>(2) 保険契約者の住所もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、当社は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	<p>理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。」へ変更</p>
	第8章	第33条（当社による保険契約の無効、取消および解除の通知）	<p>2. 前項の場合、第26条（通知義務）第4項の規定は適用しません。</p> <p>3. 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知することで、保険契約者に対する通知とみなします。</p>	削除
	第9章	第42条（更新時における保険料その他の契約内容の見直しをする場合）	<p>1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本保険商品が不採算となったときは、当社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。</p> <p>3. 本条による保険料その他の契約内容の見直しを行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日の2か月前までに変更内容について通知します。</p>	削除
		第43条（保険期間中の保険料の増額または保険金の削減）	<p>1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>2. 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。</p> <p>3. 本条による保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の削減支払を行うときは、当社は、保険契約者に対して変更日までに変更内容について通知します。</p>	削除